

始



6  
5  
4  
3  
2  
1  
0  
1  
2  
3  
4  
5  
6  
7  
8  
9  
10  
11  
12  
13  
14  
15  
16  
17  
18  
19  
20  
21  
22  
23  
24  
25  
26  
27  
28  
29  
30  
31  
32  
33  
34  
35  
36  
37  
38  
39  
40  
41  
42  
43  
44  
45  
46  
47  
48  
49  
50  
51  
52  
53  
54  
55  
56  
57  
58  
59  
60  
61  
62  
63  
64  
65  
66  
67  
68  
69  
70  
71  
72  
73  
74  
75  
76  
77  
78  
79  
80  
81  
82  
83  
84  
85  
86  
87  
88  
89  
90  
91  
92  
93  
94  
95  
96  
97  
98  
99  
100

特 114

568

# 木炭再製業

(非賣品)

神戸市  
秋守常太郎

特 568

# 木炭再製業

## 緒言

本書は主として關西に於ける白燒炭の内小焚用木炭にして、之が賣買に於て產地仕出の荷造の儘量目を計量することなく、俵代を以て賣買せらるゝものに關し記述したるものにして、黑燒炭全部と白燒炭の内量目により販賣せらるゝもの、即ち工業用又は官廳用及び紀州木炭とは之を除外せり、先年大阪府權度課に於て一切の木炭は、必ず其俵裝の外部に於て正確なる正味量を表記するか、又は之が取引の都度其量目を計量すべしと示達せられたり、予は當時一般の同業者としては之が實行不可能なる可きを抗辯したり、蓋之が實際に於て取引の都度量目を計量するものは、十中八九は彼等が獨特の誘術により其量目を誤魔化すが爲め、又は之が目廻しによる勝負により、其量目は却て正確ならざるものにして、木炭の如き嵩高にして亂雜なる物品に在りては、量目の計量は表面正確なるが如くに



して其實は却て不正確なり、市場に於て納め屋と云へば一種ペテン師の如き感を生じつゝある宣なしと云ふ可し、若し夫れ儀装の外部に於て之が正味量を表記すべしと云ふに至りては、即ち予が本論に於て記述せんとする、木炭再製法による外之を成就するの途なし、從て木炭再製法は權度課示達の趣旨に適應し、木炭をして文明的正確なる商品たらしむる唯一の方法なりと云ふ可し。

予が本書記述に於て黒燒炭と白燒炭の内、日方によりて取引せらるゝ木炭及び紀州木炭とを除外したるは、黒燒炭は炭質柔軟にして取扱毎に炭塊の破壊を生じ、之が再製に適せざるのみならず、大阪を中心とする京都乃至神戸一帯の地方にては、黒燒炭の内池田炭は其餘りに上等なる點に於て、其他は餘りに下等なる點に於て、總て特殊の向に使用せらるゝものにして、一般的需要品にあらず其數量も亦至て僅少なり、將來之が再製を加ふる場合ありとするも、一應一般的にして最も多數なる小焚用白燒炭を完成したる後ならざるべからず、若し夫れ工業用又は官應用木炭に至りては、既述の通り不完全ながら量目により取引せられ居るのみならず、今日の場合量目計量に就き當該受取方に於て、之が詐術に欺かれざる様注意するの外良法なく、假令之を再製するとも其効果薄弱なるを以て、先づ其効果の最も顯著にして、其數量も亦最も多量なる小焚用白燒炭に關し適用するものなり、紀州炭は小焚用なりと雖其品質及需要共に料理業其他特別向にしてハ一般的ならざるが爲め又之を除外し置きたり。

## 第一章 物價調節と日用品小賣値段の低下

歐戰中物價頻りに昂騰するや、之が調節に關する叫聲盛にして、種々の對策實行せられたりと雖、物價は一向に頓着なく恣に其凶威を逞しくしたり、續いて昨年三月大恐慌襲來以來、卸賣値段の暴落に反し、小賣値段の低落之に準せず、卸賣と小賣との間に於て通常口錢割合以上の差異を生ずるや、一轉して小賣値段の低下は、朝野の一大輿論となり喧々囂々其極まる所を知らず、或は小賣商人の暴利を唱へ、或は思惑による物價の煽揚を難じ、更に轉じて之が壓迫を敢てせんとす、殊に木炭に在りては大林區署木炭の廉賣、又は大阪府產業部木炭原價販賣（大阪毎日九月七日號夕刊）等、紛々として止る所を知らざらんと

す。予を以て之を觀る物價調節と云ひ將た又小賣值段低下といふ。共に全く經濟の理法を辨せざる結果に外ならず、宣なり彼等の喧囂盡力彼が如くにして、其寸効なき事亦彼が如し以下請ふ之を詳説せん。

### (一) 物價調節策

物價調節策を講せんとする、須らく先づ價格と物價との區別を知らざるべからず、蓋價格とは甲の商品と乙の商品との交換割合、例せば手傳一人の勞銀は白米二升に價ひすると云ひ、或は玄米一俵は木炭二俵と交換すべしといふの類にして、偶凶歲の結果米の値段に限り騰貴し、他の商品との交換割合に變化を生じたる時は、即ち米の價格の騰貴したるものにして物價の騰貴にあらざるなり、此時に於て米の價格を低下せんとする、須らく或は外米の輸入或は代用米の獎勵等、主として米の供給増加又は需要減退によりてのみ之を匡救し得べし、之に反して物價とは一切の商品を通じたる値段、即通貨に対する交換割合を云ふものにして、請ふ所の物價の騰貴とは其實通貨價格の下落と同一なり、從て歐戰中に於ける

る物價の騰貴は、其實は金貨の輸入と紙幣増發との結果、通貨價格の下落したるに外ならざるなり、果して然ならば當時我國政府にして眞に物價の騰貴を患ひ、之が低落を希望したりとせば、須らく直に金貨の輸出と紙幣の收縮とを企圖すべかりしなり、然るに當時政府は重略上陽に物價の調節を唱へ、陰に之が高騰を希望したるが爲め、一方には紙幣の増發を繼續しつゝ、他方には特殊商品の特賣、其他價格調節に關する小策を弄するに過ぎざるが爲め、政府に於て物價を調節せんとする程、物價は反對に高騰したりしなり。

更に一般の物價又は特殊商品の價格騰貴を以て、商人の思惑による煽揚の結果なりと云ふに至りては、全く經濟の原理を辨せざる愚論と云ふべし、蓋思惑は値段の低落時に於て之を買占め、之が高騰時に於て賣放つものなるが故に、買占は之が下落と騰貴と共に之を緩和し、低落時に在りては極端なる製產の萎縮を防止し、高騰時に在りては之が極端なる擴張又は溢興を抑制するの効果あり、斷じて國利民福に背馳することなし、然かも思惑又は買占により特に物價又は價格の騰貴を促すの場合ありとすれば、それは之を自然に放任するも必らず騰貴すべき運命を有する場合にして、彼等は偶之が機先を制し之に乗じたる

に過ぎるなり、更に之が結果として之が騰貴を早むる場合ありとするも、其實は財界自然の趨向を指示し、社會をして早く之に備ふる所あらしむるの外一害なし、更に其騰貴の程度も亦之を自然に放任するによりて、到着すべき程度以上に達することなし、茲に至て現今物價又は價格の高騰を以て、之が買占め又は思惑の結果なりと云ふものゝ如き、如上買占めは物價又は價格騰貴の原因にあらず、却て物價騰貴の結果目前の利益に蒙かされつゝ、不知不識之が買占を爲すに過ぎざるの理を悟らす、彼等は之が原因と結果とを取り違へつゝ、自ら幻影を描きて自ら其幻影に脅へ居れりと云ふべし、况んや當今の場合少く其木炭に在りては、關西地方中一人も之が買占めを試み居るものなきに於てをや、假りに此際買占めを試み居るものありとして、其結果は物價騰貴の機運に投じ居るとすれば、之が趨向を指示し居るものなるが故に無害有効と云ふべく、若し然らずして物價の大勢に反し之を煽揚し居れりとすれば、（實際さる場合なし）彼等は社會に害毒を流すの前、彼等先づ其誤算によりて其一身を亡はすべし、彼等をして彼等自ら其亡ふに任すも亦可ならずや、商業界の事は何等官權其他の權力を結托することなく、善良なる風俗と習慣とに反せらざるなり。

ざる限りは、總て之を彼等の自由に放任すべく断じて干渉すべからざるなり、般鑑遠からず昨年三月大恐慌の如き、政府に於ける不自然なる政策に對する反動にして、買占者は偶之が尻馬に乗じたるに過ぎざるに不拘、其末路の慘憺たる彼が如きものありたるにあらずや、論じて茲に至る物價騰貴の全責任は政府之に任す可きのみ、断じて商人を責むべからざるなり。

更に當今我國に於て外國貿易に關係ある商品は、何れも相當安値なるに不拘、獨り外國貿易に關係なき純内國品に於てのみ高値なるは、政府に於て金貨の輸出を禁止し不自然に多額の金貨を保有し、從て紙幣の收縮を防止し居るが爲めなり、更に又木炭に限り特に下落せず、徵して昨年三月恐慌以前の高値を維持する所以のものは、數年來大林區署に於ける木炭賣出しの結果、却て地方製炭者をして其製炭を手控へせしめ、常に現品の不足を來し居れるに、木炭の原料たる林木は官林の公賣による拂下げに於て、常に時價に準じて高値に競落せらるゝと、民有林は概して地方豪農の所有に係り、時價の低落せざる限り安値に賣放たざる等の理由により、原料の依然として高値を維持し居れると、原料以外は殆

んど總て工賃又は労働資金にして、此等のものは昨年以來少しも下落せざる等の理由の重加し居るが爲めなりとす。蓋如斯き理由と事情とによる木炭の高價は、時事問題の部類に屬せり、本書は時事問題に關係なく、單に仲介商人の介立と其口錢の多額とによる、木炭小賣値段の高價に就き記述する目的とするが故に、本書目的の範圍外なりと雖、彼此の關係を明白にする爲め特に之が説明を加へ置くものなり。

## (二) 小賣値段の低下

小賣値段の低下に就ては、物價調節と其根底を異にする云ふ迄もなし、然かも當今社會に於て之が輿論となりつゝある所以のもの、左記二個の思想を混同し之が區別を知らざるによるものなり。

甲 昨年三月財界に於ける大恐慌以來、卸賣値段の暴落に不拘小賣値段の低下之に準せず、小賣商人に於て暴利を貪りつゝあること。

乙 我國日用品の販賣に於て幾多仲介商人の介立するあり、爲めに無益の口錢又は失費を

重加しつゝあること。

以上二個の思想の内甲は一時的現象にして、其卸賣値段下落の度急激にして、財界の整調を破壊したる結果に過ぎず從て深く意に介するの要なし、之を自然に放任するも久しからずして、相當程度の割合に復歸す可きや必せり、蓋小賣商に在りては値段上向時に於て、卸賣値段の高騰に準じ直に之を引上げ得ざると同一の理由により（物理學上に於ては打つ角度は、返る角度に同じといふことあり之と同様なり）、値段の下向時に於ても卸賣値段の下落に準じて、直に之を引下ぐるを得ざるものにして、小賣は卸賣に比して値段の上下共に銳重の結果に外ならざるなり、然かも結局は之を平均して我國經濟の現狀に於て、必要とする程度の利益は必らず之を收得すべきと同時に、其程度以上の利益は斷じて之を收得し得ざるべし、若し強て之を收得せんとすれば、忽ち同業者の増加と競争とにより之を低下すべければなり、若し夫れ前記理由の内乙に至りては其由來する所遠く且深し、決して一時的現象に非ざるなり、予は左に其例を擧げて之を説明すべし。

予は予が好奇心と研究心とに基き書て、兵庫縣明石港附近に於て漁獲せらるゝ魚類に就

き、同地漁夫手取値段と神戸市需要家に對する小賣値段との差額を調査したり、時として多少の差ありと雖、概して四倍内外の高價に販賣せられ居るものゝ如し、四倍といへば之を漁夫の側より見て、彼等は其漁獲したる魚類を 目と鼻との間に過ぎざる神戸市に持ち來り自ら販賣するに於ては、一日分の漁獲は忽ち四日分に相當するが故に、彼等は須らく直接之を神戸市に持ち來り販賣す可き筈なりと雖、事實は殆んど直接に之を販賣する者なく、總て仲介商人を經由し居るもの抑如何なる理由によるや、蓋彼等の漁獲する魚類は鯛あり、鱧あり章魚あり、其他千差萬別にして啻に其種類の一一定せざるのみならず、其大小形狀も亦區々にして一定せざるに就き、彼等に於て自ら神戸市に持ち來り直接販賣せんとするも、何れの家庭に於て何れの魚類を需要するやを知らず、到底限りある時間内に於て之が全部を賣り盡す能はざるが爲め、不貯得彼等は一切を出買船に賣り、出買船に於て之を神戸市魚市場に持ち來り、競賣により魚市場に於て問屋と仲買商とを經由し 小賣商人に賣渡し、小賣商人は各が自々其得意先の模様を考へ、其内賣れそなうなる物を擇び之を競落し、市内お得意先を賣り歩くものにして、明石港に於ける漁夫以下神戸市小賣商に

至る迄、少くとも三階級乃至五階級による仲介商人を經由し居れり、而して之等商人の利益を考慮するに、神戸市小賣商人の生計費一ヶ月金壹百圓に對し、彼等一日の仕人高僅に二三十圓に過ぎず、彼等は之により其生計費を儲けつゝあるものにして、彼等は暴風其他の事情による不漁其他の休日を除き、一ヶ月間二十日乃至二十五日を通じて戸毎に其好む所に任かせて、其一尾又は一尾の幾分づつを料理しつゝ、午前八時より午後三時迄の時間内に於て、漸く平均其半額を賣捌くに過ぎず、其残りの半額は懸意なる料理店又は仕出店に預け、之が使用を委託するものにして、此残り半額分に於ては或は原價計算又は幾分の損失計算となるを以て、彼等は先に直接需要家に販賣したる半額分に於て、少くとも其仕入原價の倍額又は之に近き値段に販賣せざるべからざるなり、假りに直接需要家に於ける壹圓の魚類に就き計算するに、其神戸市魚市場に於ける競落値段は正に五拾錢内外たる可く、此内魚市場に於ける市場と問屋と仲買商との口錢を合して、二割乃至三割とすれば出買船の手取りは參拾五錢内外となるべし、之れより更に出買船の運賃及び口錢を引去る時は、明石港に於ける漁夫の手取り値段は、貳拾五錢内外即神戸市小賣値段壹圓に比

し四分の一内外となる、別に不思議とするに足らざるべし。

一一

以上は其種類の難多にして其大小形狀の一定せず、之が販賣に於て神戸市魚市場を經由すると共に、戸毎に之を料理する必要ある魚類に關する計算なりと雖、一切の魚類總て然りと云ふにあらず、鰯魚の如き其形狀稍一定し、其所在地の小賣商人に於て神戸市魚市場を經由せず、直に神戸市内に於て呼び賣をなし、之を料理することなくして需要家に販賣するもの、又は穴子の如き之を神戸市魚市場に持ち出さず、神戸市に於ける専門家（大阪又は神戸の如き大都會にては、餽餌屋又は壽司屋等を常得意として、年中を通じて専門的に穴子のみを焼き立て販賣する者あり）に直賣し、其形狀の大小を論せず目方によりて之を取引するものに在りては、幾多仲介商人の介立を要せず其口錢も亦之を省畧し得るが故に、神戸市に於ける販賣値段と、明石港に於ける漁夫の手取り値段とは、二倍内外の差額に過ぎず、從て先の形狀大小不揃にして料理を要する魚類に比して、其口錢は正に半額程度に在りといふべし。

以上は所謂生ま物にして腐敗し易き魚類に關する一例に過ぎずと雖、其腐敗せざる一

般の商品に在りても之と同一の理由共通せり、其一例を示せば清酒の小賣に於て、四斗樽によりて買入れ之を一升建により販賣するものは、一升の口錢四拾錢乃至五拾錢なるに對して、壠詰酒一升の口錢は僅に貳拾錢に過ぎざるなり、其理由は四斗樽によるものは、小賣商の買受値段は四斗樽一挺建を標準とするに反して、其販賣は一升建を以てし、加ふるに空樽による利益あり、之が需要家に在りては的確に其一升當り原價を計算し得ず、茲に小賣商人に於て其計算と利益とを踏躡し得るの餘地あり、加ふるに四斗樽によるものは、必ずしも一定の商標に限り之を販賣せざるべからざるの必要なし、同じく上酒と云へば幾多の品銘あり、彼等は多數の上酒中に於て、彼を賣り此を賣らざるの自由を有し、之が販賣の實權は小賣商に在り、小賣商は必ず原價に對する二割、又は其以上の利益を收得し得るものを探び販賣するが故に、一升四拾錢乃至五拾錢の口錢は必ず之を收得するに反して、壠詰酒は賣買共に其標準は一升壠其物にして、素人にも直に之が元價は素より他店の賣價等、之を比較し之が高低を了知し得るが故に、之が購買に際しては顧客自ら其品名を指摘し、小賣商をして之を誤魔化すを得ざらしむるものにして、之が販賣の實權は其商

一二三

標に在り、小賣商は單に之が取次をなすに過ぎず、其口錢も亦之を四斗樽による量り賣りに比して僅少なる所以なりとす。其他ライオン齒磨粉花王石鹼石油マツチ人造肥料豆粕肥料等の口錢は僅少にして、同じく肥料にても北海道鰐柏の如き、肥料以外にありては八百屋物又は果物等の如き、口錢の多額なるは世間周知の事柄なりとす。茲に於て左の結論を生す。

品質貢目（又は量目）及び荷造の一一定にして、一定の商標によりて販賣又は需要し得らるゝ物品は、製產家又は問屋より直接需要家に販賣し、幾多仲介商人を排除し之が口錢を省略し、兼ねて之が口錢の割合を低減するを得べし。

蓋商人の利益に於て口錢と手數料との別あり、口錢とは其商品の取扱に對する報酬として、又は其値段の變動に際し之が利益として、本人の技倆次第に收得するものにして、其割合は平日は大體に於て稍定りたる標準ありと雖、尙本人の考次第にては時と場合とにより非常の差異あり、外聞より之を左右制肘し得ざるもの云ひ、手數料とは其取扱に對する報酬として全く一定したるものをいふ、概して口錢は多額にして手數料は少額なり。

るを常とす、官製專賣品に對する利益は手數料にして、通常一般商品に對する利益は口錢なり、此他表面は口錢の如くして其實は手數料に過ぎざるものあり、仁丹ライオン齒磨粉花王石鹼塗詰酒等に對するもの之なり、之等商品は其品質貢目及荷造一定し、其賣價も亦概して一定するが故に、素人にも之を詳知し得ると、假令其賣價に變動あるとも、素人に於て直に之が變動を詳知し得るが故に、一定の割合以上餘分の利益を收得し得ざるなり。

更に仲介商人の過多に至りては、從來の商品は其品質以下一定せず、一個は一個毎に之を異にするを以て、到底之が大量取扱に適せず、從つて幾多仲介商人を經由せざるべからざること、前に生魚に關し記述する所の如し。

之によりて之を見る商品の製產上又は之が販賣上、仲介商人の介立を排し之が口錢を省畧輕減し、依りて以て小賣値段を低下せんとす、之が品質貢目及び荷造を一定し、一定の商標によりて需要又は販賣し得せしむるの外なしと云ふべし、論じて茲に至る我木炭業の現狀如何、請ふ次章に於て之を記述すべし。

物價調節と云ひ小賣商人の暴利と云ふ、苟も政府又は政友會等に於て如上見易き事由を解せざる筈なし、唯自己政策の遂行上物價騰貴に對する輿論の攻撃を恐れ、之が銳鋒を避けんが爲め殊更に辯を構へて、之を商人の思惑又は暴利等に轉嫁せんとするに過ぎざるなり、之に對し大阪市又は東京市に於ける大新聞紙に於て、社説は流石に相當教育ある者之を執筆するに就き、全く之に雷同するのみ限らずと雖、雑報に至りては末輩の記者連に於て、彼處にて聞けば彼と云ひ、此處にて聞けば此と記するものにて、實に取り止めもなき亂離骨灰と云ふべし、從て如何なる大新聞にても、雑報は云ふに及ばず社説に至る迄、之を通讀するに就ては相當見識を以て、之が正否を甄別するを要す、況んや其他の小新聞に於てをや。

更に近來に至り公設市場商品の賣價不廉を云ふ者ありと雖、斯の如きは最初より判り切りたる事にして、偶々之が最初に於ては物珍らしきと、多少行詰りたる小賣營業の組織とに對し、刺戟を與へたる等の事情により幾分安値を感じたるべしと雖、元來安値なるべき理由なきものに付き、之が不廉なる寧ろ當然と云ふべし、予は曩々に神戸市役所の依頼により、自ら神戸市公設市場に於ける木炭販賣を引受けたる事あり、當時速早く市役所及び一般に對し、新聞紙上にて公設市場論を公表し、公設市場は到底通常商店に比して著しく安價なるべからざるを警告し置きたり、蓋し公設市場の長所とする所は、市役所の保證による一流商店たるの名により、之が顧客を集め来るに過ぎず、而かも其不利とする所左記數點に上れり。

- 一、通常小賣店は其家族に於て、自家の世帯を爲しつゝ店番を爲すに反して、市場は専任の店員一人又は二人を要し、時としては公休又は歓勤に對する豫備員を要す。
- 二、市場は一見する所にては、問屋より直接店出をなし直接販賣するが如しと雖、其實は問屋主人自ら店出するにあらず、其雇人を使用するに付き、雇人の給料は通常商人の利益と相殺して餘剰なし、加ふるに通常小賣店は自發的にして自ら計畫し自ら活動するに反して市場販賣者は他動的にして雇傭關係による機械的死塊に等しき不利あり。
- 三、通常營業組織に在りては、問屋は問屋、小賣商は小賣商として夫々相當の資格あり、

其資格によりて營業の組織、店舗の規模及び店員の性質等を異にし居れり、市場は其問屋より直接小賣するものなるが故に、全く商業組織を無視したる結果を來し頗る混雜を生すべし、加ふるに雇人にては其賣上金に對する取締上困難の事情あり、結局は一種の受負業又は問屋の名儀を借用する賣店たるに過ぎざるものとなるべし。

四、通常商品は卸賣に在りては朝夕又は各店毎に其値段の高低を異にす、其變動も又急激なるに付き、甲の問屋に於て總ての商品を通じて、必しも一樣に安値なるべき理由なし、通常小賣店は多數問屋の内に於て其最も安値にして、其最も市場に適する物品を撰び販賣する利益あるに反し、公設市場に於ける問屋の直接販賣は斯の如き便宜と利益とを有せず。

五、公設市場にては一見店家賃の低廉なるが如しと雖、其實は別に一家を構ふるの必要あり、結局二軒分の家賃を負擔するに反して、通常商店は自宅を以て直に商店となし居るに付き一軒分の家賃に過ぎず、若し其れ市場の販賣店に對して卸賣に關する税率を適用し又は其賣上高を輕減するが如き言語同斷沙汰の限りと云ふべし。

以上は其大體に過ぎずと雖、尙ほ斯くの如き優劣あり、到底公設市場に於て特に安値なるを得ざるべし、只だ公設市場は公共團体の施設に係るが故に、從來引込思案的生活に馴れたる家婦をして、出買の習慣を造らしむるに於て非常の効果あるべし、從て市場其物が安値なるにあらず、市場てふ名によりて出買の習慣を造るに於て、初めて効果を生ずるなり、今更市場の不廉を云ふが如き、偶々論者自身の迂闊を公言するに外ならず、而かも市場にして中央市場を設置し、停車場に對する連絡線を設け、冷蔵庫等の設備を完成する場合に於ては、自ら其結果を異にするものあるべし、予は只だ現在の事實に就て之れを云ふのみ。

更に亦商人の利益本位を難じ、或は社會奉仕を云ひ或は顧客本位を唱ふる者ありと雖、斯の如きは商道の眞意を解せざる愚論と云ふべし、蓋し世事一切其専門によりて活動すべし、恰かも法律は正義を主とし、宗教は神人の交通を目的とするが如く、商人は真向正面に自利を主とすべし、夫れ只だ自利を主とするが故に、販路を擴張するの必要を生ず、從て多く賣らざるべからず、遂に安値にして正確なる物品を販賣するに至り、初めて公衆の利益と一致するなり、予は斷じて商人の自利主義を主張すべし、只だ其手段方

法に於て俯仰天地に恥ぢざるを必要とするのみ。

## 第一二章 木炭界の現状及其改革

由來我木炭營業は我國一般の社會中、最も氣の利かざる徒輩によりて經營せられ、最も文化の程度に後れ居ると稱せらる、云ふ迄もなく我國木炭は各產地毎に各山林毎に將た又各燒夫每に、銘々勝手の製造をなし、其間何等の統一なく何等の連絡なく、一俵は一俵毎に十俵は十俵毎に、其品質貢目荷造及粉炭混合の歩合等に於て一定せず、從て一定の商標によりて賣買せらるゝものなきが故に、產地に於ける生産者は云ふに及ばず、都會着後に在りても問屋に於て直接に需要家に販賣し得るものなく、總て問屋—仲買商—小賣店等の三階級、乃至より以上多數の仲介商人を經由する、事先きに引證する生魚と同一にして、是等關係商人の口錢仲持貨及び倉敷等を合せ、問屋約一割仲買商約一割乃至一割五分、小賣店二割乃至二割五分合計四割乃至五割を要し、都會着元價參圓の木炭は、需要家販賣值段は四圓五拾錢内外の高價にあり、之れ我木炭が官憲其他の一般社會より、暴利呼ばわりを受けつゝある所以なりと雖、其實は之を關係商人個々の側より見て、決して暴利にあらず彼等は日々眞黒となり、營々辛苦尚且つ世間並の生活と慰安を得る能はず、所謂最も氣の利かざる營業として、輕侮嘲笑の標的となりつゝあるが如き、之を證して餘りありと云ふべし、然かも世間彼が如く暴利呼ばわりをなす所以のもの、畢竟轉々幾多仲介商人の口錢を重加する結果に外ならざるなり、彼等の無智も亦憐むべきにあらずや。

果して然らば木炭の小賣值段を低下し、社會公衆を利益すると共に、同業者をして相當の利益を得せしめ、世間並の幸福を享受せしめんとす。一に木炭の品質貢目及び荷造を一定し、商標により賣買するを得せしめ、仲買商人の介立を排し兼ねて其利益を省略輕減するの外あるべからざるなり、彼の大林區署の如き尚之を察せず、徒らに如上可憐の同業者に對し暴利呼ばわりをなし、之が值段を調節すると稱して經濟自然の原則を無視し、原價を以て毎年自家製造に係る木炭を特賣しつゝありと雖、其製品は彼等が所謂多慾暴利の同業者製品に比し、更に一層の粗惡品にして言語同斷と云ふべく、之を原料林木の上より見て徒に天下の良材を濫費するものと云ふべく、又之を製品の上より見て工業用又

は特殊下級社界用とするの外、一般家庭用木炭としては之が使用に堪へざるものにして、素より調節の目的に耐ふ可くもあらず、加ふるに其調節の難過大なりし結果、却て產地製炭者をして其製造を手控へしむるの結果を來し、毎年最盛需要期に至り木炭の缺乏を來し、一般の物價は昨年三月以來半額程度に下落したるに拘はらず、獨り木炭のみは殆んど下落せずと云ふが如き彼等が誤れる政策に對する當然の歸結に外ならず、彼等所謂智識階級も亦存外智惠のなきものなるを暴露しつゝありと云ふべし、呵々。

若し夫れ大阪府産業部に於ける木炭原價販賣に至りては、大林區署に於ける自家製品特賣と異り、特に國費を以て善良なる同業者の營業を攪亂するものにして、亂暴も亦茲に至りて極まれりと云ふべし、同業者何の罪ありて斯の如き壓迫を甘受せざる可らざるや、蓋官憲の云ふ所によれば、同業者の内木炭の思惑をなすものあり、故意に之が値段を煽揚しつゝあるによる、予は不幸にして當今の場合此の如き思惑者あるを聞かず、從つて其事實なしと信せり、然かも假りに其事實ありとして、思惑は値段の低下に際し之を買入るものなるが故に、之が極端なる下落を緩和するの利あり、而して其買入に係る木炭は高騰時に於て賣捌くものなるが故に、之が極端なる騰貴を緩和するの利あり、共に國利民福に共鳴して一害なし、總て産業界の事は善良なる風俗と習慣とに反せざる限りは、全く之が自由に放任すべきものにして、區々たる官憲の干渉は何等の効果なきのみならず、却つて有害なりと云ふ可し、然かも尙官憲に於て往々にして此の如き暴舉を敢てして憚からず、同業者又之が反對運動を起し之を覺醒する能はざる所以のもの、一は同業者無氣力の結果に外ならずと雖、他は當今我國輿論に於て一概に、同業者は暴利を貪りつゝありと誤信せられ居が爲め手も足も出し得ざるに過ぎざるなり。

今や木炭の改良を要する事彼これが如く、流石に無智にして氣の利かざる同業者と雖、全く晏如たる能はず頗る焦燥しつゝあり、全國到る所の木炭殆んど改良何印と稱せざるものなきが如き、其適證に外ならずと雖、元來氣の利かざる連中の事とて、其改良は只燒方又は撰別等區々たる枝葉の點に止り、未だ嘗て之が營業の組織其他根本的のものなく、從て蟲々として歸着する所なく、依然として本炭界の面目を一新するに足るものなし。

蓋予は木炭の改良に於ける燒方の改良等に對し、之を寸効なしと云ふにあらずと雖、木

炭にして現今の如く各產地と各山林とを通じて、各燒夫毎に別々勝手に製造せらるゝ以上は、如何に其燒方を改良するも到底一切の木炭を統一し、一定の商標による一般的商品たらしむるに由なし、却て燒方の改良に於て一改良を増加する毎に、其れ丈け木炭の種類を増加し、之をして益々不統一ならしむるの恐あり、我國現下の輿論たる小賣値段低下の対策として、反對の結果を生ずるなしと云ふ可からざるなり、從て眞實有効の改良は必らず木炭の營業方法又は組織等を改良し、仲介商人の介立を排し、他は品質貫目及荷造を一定し、大量取扱に適せしめ以て一俵當りの手數を減し、從來の口錢を變じて手數料となすの外あるべからざるなり、而して之が改良の方法二あり、曰く、

甲、從來の木炭を各地荷造のまゝ其品質及量目を一定し、一定の商標によりて之を取扱ひ得るものと爲し、豫ねて支店を產地に本店を都會に設置し、產地と都會と首尾一貫したる取引方法を實行するもの。(賣買的營業方法)

乙、都會に於て各地の木炭を集め之を解俵混合し、一定の篩を用ひ粉炭を去り之を再製統一するもの。(製造販賣的營業方法)

是なり以下順次之を論せん。

## 第三章 従來の荷造の儘による組織的營業方法

關西に於ける小焚用木炭の内、紀州木炭は特殊の燒方を有し、特殊の用途に供せらるゝものなるが故に之を除き、九州及土佐國の(土佐の内幡多郡産以外は荷造不統一なり)木炭は、元來大阪地方に對する輸出を目的として製造せられたるものなるが故に、大阪着之が取引の圓滑を期するが爲め、檜木炭と雜木炭との二種に於て、(九州及四國地方にては、檜木炭は皆無と云ふべく檜木炭多數なり)直經二寸以下を小丸とし、其以上を荒口として合計四印に區別せり、其荷造は九州と土佐國幡多郡とは、共に其寸法及貫目に於て大差なく又双方互に相類似せり、流石は古來早くより縣外輸出盛行の結果なりと云ふべく、推稱に價するものありと雖、其燒方は立消のなき様にすると其大窯式との爲め、粉炭の發生多量にして之が混合の歩合も亦頗る多量なり、從て大阪市にては小賣店は自家店頭に於て、或は五俵或は十俵宛小規模的に之を解俵混合し、之が粉炭を抜き取り予が所謂木炭再製

法を實行しつゝありと雖、其方法は頗る小規模なるが故に、之が再製の、彼等は之を撰り（稱せり）都度、其品質貢目及荷造を異にするものにして、從て一定の商標により一般的販賣をなし得ざるは云ふ迄もなし。

中國及び山陰本炭の内石州炭と長州炭とは之等地方中に在りて、同じく大阪地方に対する輸出を目的として製造せられたるが故に、檍木炭檍木炭及雜木炭の三種（中國及山陰地方にては、檍木炭多量にして檍木炭は頗る少量なり）に於て、九州及土佐木炭と同様小丸と荒物との二種合計六印、若し檍木炭を除く時は四印に撰別せられ、粉炭は之を九州及四國炭に比して稍少量なりと雖尙相當の分量を含有せり、然かも其製產高僅少にして市場を左右するに足らざること云ふ迄もなし。

若し夫れ其他の中國及山陰本炭に至りては、之を一ヶ所として多數を產出するものなく、（播州穴粟は一郡にして百萬俵の產出ありと雖、小俵なるが故に之を除く）、九州及び四國地方に於ける本山物と云ふ程のもの之なく、其稍多數なるものと雖九州地方に於ける端山物にすら及ばざるなり。然かも、兵庫縣以西各縣各地多少の產出なきはなく、之を全體として見る時は相當の多數にして、神戸地方に於ける本炭値段は、主として之等地方の本炭によりて左右せられつゝありと云ふべし、然も彼等の製產は元來其地方の需要を目的として製造せられたるものにして、（中國地方は我國各地方中最も人口俵多にして、文化の發達したる地方なるが故に、各地方に於ける需要頗る多量なり）。中國炭は主として之等地方の需要に於ける餘剰分と、近來鐵道開通の結果による產出增加分とを合せ、之を神戸地方に積来るものにして、各地毎に其品質及荷造に於て區々マチマチなるは云ふに反はず、其荷造は大抵神武以來多鐵を加へざる深山林より、少は十年生内外の若木林に及び、之が撰別も亦各幾夫毎に第々勝手に、出鐵目の撰別をなし居るものにして、荷造も亦角俵仕立にして十二貫入あり六貫入あり、俵の長さも一尺八寸以上二尺五寸に及び、當木の附着したるものとせざるものとあり、全く區々マチマチにして統一なきこと驚くべきものあり、近時木炭改良の高唱せらるゝに従ひ、各產地を通じて同業組合の設置せらるゝありと雖、其根本に於て彼が如き不統一あり如何とも手の附操なく、組合は單に商標責に了るか如き止を得ざる結果と云ふべし、然も各郡共

に其撰別と荷造とを固執し、互に連絡する事なく強て自我を主張するが如き、重ねての遺憾と云ふべし。

予は前年予が自著に係る木炭營業改善論に於て、記述したると同一の方法により、木炭產地に於て予が支店を設置し、從來の荷造其儘にして之が改良を企圖したるは、主として中國及山陰地方に於ける如上端山木炭產地の内、一ヶ年二十萬俵以上の產出ある地方（津山新見上郡香住及び鳥取）にして、左記の營業方法を實行したり。

### 當店從來の營業方法（賣買的營業法）

一、予は明治三十五年以來中國及山陰地方に於ける、主なる木炭產地に於て、支店を設置し、山方より出荷する端山木炭を其儘に一俵毎に嚴密なる検査を行ひ、檜木炭（至極少量）檜木炭及雜木炭の三種に於て、小丸以下各十印合計三十印に區別したり、即ち左の如し。

赤青印

小丸竿炭一等

赤白印

小丸竿炭二等

二ツ白印

小丸折レ炭一等

一つ白印

小丸折レ炭二等

二ツ青印

中丸折レ炭一等

一つ青印

中丸折レ炭二等

二ツ赤印

太丸割レ炭一等

一つ赤印

太丸割レ炭二等

紺印

同三等

分をなす。

各印共に十印と云へば、其印數餘りに多數にして下記種々の不便ありと雖、元來深山林より十年生内外の若木林に及び、其撰別も既述の通り全く出餉目的なるが上に、更に粉炭の混入を以てす、現在十印にても各印間の値巾は、雜木炭拾五錢檜木炭貳拾貳錢なるが

故に、之が買入上其撰別の上下と差異とによりては相當の苦情あり、到底之を十印以下に減するを得ざるなり。

二番如斯に於て買入れたる物品は產地支店倉庫に於て、荷造夫をして、一俵毎に貫目を精整せしめ、袋掛七貫俵とし之を本山物以上に一定の品位を有する物品となす。

三、神戸に本店を設置し各支店を統轄すると共に、別に神戸及大阪に販賣支店を設け、神戸及大阪両市場に販賣し、更に鐵道により岡山市以東東京市附近に至る各地を通じて貨車賣をなす。

四、木炭は毎年期節によりて値段に相當の高低あり、其内通例最も下落するは六月にして最も高値なるは十二月とす、然して六月と十二月との差は最低四拾錢なり、之れ六月都會に到着したる物品を十二月迄貯炭するとして、一ヶ月分倉敷料及金利合計六錢六ヶ月分參拾六錢、出入仲仕賃及亂俵による損害を加へて一俵約四拾錢を要し、之に思惑による行過を加へ最低四拾錢となるが爲めなり、予は毎年木炭の安値なる六月に於て之を買入れ、倉敷料安値にして金利も亦運賃を加へざる丈け幾分低率にして、後日之が販賣に於て全國何れの地方に對しても、自由に之を積出し得る產地支店に貯藏することゝせり、之を神戸又は大阪市に貯藏するが爲め、兩市以外に販賣するを得ざるに比して非常の便利なり。

五、其他平素の取引に於て、都會と產地と他人同志なる時は、互に其商況の通知又は取引に於て意志の疏通を缺き、自由に且圓滿に之が進退をなし得ずと雖、予が店にありては双方共に本支店間なるが故に、全く隔意なき取引をなすを得べし。

以上は先に予が木炭營業改善論に於て記述したる大意にして、現在之を實行し今日迄多少の成功を収め來れり、通信機關の發達と共に今日迄に在りては、木炭の賣買的營業方法としては、實に理想的組織と云ふべく然も尙下記の不便あり。

一、如上各種十印合計三十印に區別したるが爲め、其品質に於ては稍正確にして不同なきを得たりと雖、其反面に於て餘りに印數多く、元來少數の木炭をして更に益少數なら二しめ、市場を左右するに足らず、從て需要家をして其商標を熟知せしむるに由なく、僅に仲買商丈けは之を排除し得たるも、尙小賣商に於ける高率なる口錢を省略するを得ざ

ること。

三三

二、予が產地に於て如何に貢目を一定するも、製俵後時日の經過と共に口柴の乾燥に伴ひ、貢目の不同を生じ甚しきは一俵七八百匁の差を生ずることあり。

三、如何に撰別を嚴重にするも、從來の荷造の儘にては粉炭混合の歩合一定せざると、人間による撰別の不確實により其撰別法不充分にして、取引上苦情を生ずる場合あり、然も甚しき不確ならざるに就き我等同業者間にありては、之が平均を見て取引するを得るも需要家に在りては一俵宛を使用するが故に、粉炭の多きものと少きものとの間に於ては、甚しき不公平を生じ到底一定の商標による信用を博し得ざるなり。

以上予は予が先に實行したる營業方法は、之を賣買的營業方法として理想的なりと信せり、然も尙如上の不便あり加ふるに時勢の進運を以てす、到底之を以て滿足す可からざるなり、茲に於てや百尺竿頭一步を轉じて、製造販賣的營業方法を採用せざるべからざるに至れり、蓋商人は利益を主とする利益のある所、必ずしも其取扱品の品質如何を問はざるなり、否な其品質一定にして一定の商標により一般的販賣をなし得るものは、之が賣買上の口銭僅少なるが爲め、商人として却て之を嫌忌するの傾あり、假令之が取扱上手段と面倒とを要せず、從て多量に且迅速に之を取扱ひ、一俵當りの利益に於て失する所は之を總高に於て恢復し得るの實ありとも、之に反して製造家に在りては、其營業は同じく利益を主とするは云ふ迄もなしと雖、其利益は自家製品を一定し、其商標に對する信用を確立するによりてのみ其利益を確實にするを得るが故に、之を商人に比して自ら其着眼點を異にし、兼て其緩急と前後とを顛倒するものありと云ふ可し。

基督曰へることあり。

汝曹先づ神の國と其正しきを求めよ、されば汝曹の願ふ所のもの汝曹に加へらるべし。そ移して以て製造販賣營業者の立場を説明するを得べし。

備考

九州土佐長州及石州の四ヶ國木炭に於て、直徑二寸以下を小丸とし其以上を荒口とし、比較的嚴重に撰別せられ居るは、其燒方は大窯式にして一窯の炭量五十俵乃至百俵に達し、之が燃焼期間五日乃至一週間を要し、之が製俵も亦相當の時間を要するに就き、

斯ては焼窯の冷却するか爲め、生木の時豫め小丸と荒口とを撰別し置き、先づ荒口を燒立て之が製俵をなす時間に於て、草忙小丸材のみを投げ込み荒口と別々に燒立つる爲めにして、彼等は之を投込燒と稱し居れり、此等地方の荒口が粉炭の多量なるは、一窯の炭量多量にして通風も從て又不充分なるが爲め、汎やしの行届かざる結果にして、小丸炭に於て粉炭少く燒方も亦優良なるは、一窯の炭量少く通風も亦充分にして汎やしの行届くか爲めなりとす。

如上四ヶ國の木炭に於て、其撰別及荷造の稍一定なるを得たる他の理由は、之等の地方は封建時代に於て、總て一國一城にして各一個の君主により支配せられ、之が行政上及經濟上の政策に於て統一せられ居りたると、其樹齡の一定したる等の爲めなるべし、之に反して他の中國及び山陰地方に於て、各地方毎に其撰別と荷造とを異にするは、其等地方の繁榮と其石高の多額との爲め多數の大名に分割せられ、各地方毎に行政上及び經濟上の政策を異にしたると、之が樹齡の一一定せざるが爲めなるべし。

更に中國の内備前國及美作國、並に山陰道の内伯耆國以東一帶の諸國は、日窯式燒方にして、一窯の炭量六貫俵三俵に不過、從て山林の區劃狭小にして小分せり、其品質及撰別の不揃なる推して知るべし、又之等地方以西一帶の諸國は込窯式燒方にして、西方に遷るに隨ひ窯の構造並に燃燒時間多大にして、一窯の炭量十五俵以上五十俵に及び、燃燒時間も亦三日以上五日に達するものあり、石州及長州の木炭にして、品質及撰別の稍一定する所以のもの、既記事情の外山林區劃の廣大なることも、亦之が一原因を爲せりと云ふべし。

## 第四章 都會に於ける木炭再製業 (製造販賣的營業法)

今より三十年前我國田舎に於ける製粉業殊に餌飼屋業に在りては、自家に於て押廻臼と稱する製粉器を据へ附け、自ら附近の農家に就き之が原料小麥を入れ、自家に於て製粉し自家に於て餌飼となし、其粉粕は自ら附近の農家に販賣したものにして、其營業の簡單にして直截なる之に過ぐるものなしと云ふべし、然るに當時都會に於て製粉會社の發

企せらるゝあり、原料小麥の買入れば地方に於ける問屋又は仲買商を經由し、之に口錢を支拂ひ運賃を加へて之を都會に引取り、都會に於て製粉し高價なる木綿袋に詰め込み、米利堅粉として更に運賃と口錢とを支拂ひ、之を地方に積送り販賣したるものにして、其營業組織の復讐にして幾多失費を重ねるに不拘、地方に於ける押廻白を一掃し、之に對して絶對的勝利を博せり。

如斯は啻に製粉業のみにあらず外に菜種油絞業あり、同じく自家に於て油絞器を据附け、自ら附近の農家に就き之が原料菜種を買入、自家に於て製油し其油と粕とは自ら附近に賣捌きたるものにして、然も尙都會に於て創設せられたる製油會社の爲め壓倒せらるゝ所となり、其痕跡を止めざる事全く製粉業と同様の運命に陥りたり。

以上製粉及製油事業の外尙同一運命を辿りたる幾多の事業あるべし、一見實に不思議の感ありと雖、今如上製粉事業のみに就いて之を説明すれば、蓋都會に於ける器械製粉は、之を押廻白に比して其歩止りに於て優越なりとするも、如上幾多の失費を重ねて 尚且絶對の勝利を得たる所以のもの、他に相當の理由なかる可からざるなり、予は之を左の如く解釋し居れり。

一、地方に於ける餽餵屋は都會の製粉會社に比して、其原料を安價に買入れ得るが如しと雖、其實地方の餽餵屋に於て其原料を安値に買入れ得るは、出來秋後三ヶ月間其小麥が農家の手に在る期間中に過ぎず、既に三ヶ月を経過し總て商人の爲め買占められたる後に在りては、全國各地の相場一樣ならず、甲の地方と乙の地方と互に其高低を異にするが故に、都會に於ける製粉會社は其最も安値なる地方を撰び、之が原料を買入るゝの利益あり、若し尙全國各地に比して、滿洲產又は其他の外國產の安値なる時は又之をも買入れ得る等、之を地方押廻白に比して年中を平均して原料は却て安値なりと云ふべし。

二、地方に於ける押廻白に在りては、其原料の買入毎に其製品の品質粘度其他を異にするに反して、都會に於ける製粉會社に在りては、常に各地の原料を混合調和するが故に、一定の品質を維持し一定の商標によりて一般的販賣をなし得るの利益あり、從て之を大局より見て其運賃其他の失費は頗る僅少の割合に在り、彼を以て之を償ひ餘り

ありと云ふ可し。

三八

以上は都會に於ける製粉及製油の事業が、田舎に於ける舊式營業を壓倒したる理由なりとす。然して之を我木炭營業に適用するに於て、又同一の理由存在するを發見すべし。

蓋山方より出荷する荷造のまゝにて取扱ふ木炭にては、現在予が本支店的組織を適用しが品質貫目其他を一定しつゝありと雖、尙完全に之を一定し得ざること前章記述する所の如し、更に詳説すれば予が津山支店のみにても、檜木炭と雜木炭と各十印合計二十印を算せり、津山驛同業者三店を合して六十印に達し、各店互に其撰別貫目及印名を異せり、從て各國各地の木炭を通じて之が神戸着の上より見る時は、其品質貫目及荷造の區々マチくなる、百鬼夜行も啻ならざる云ふ迄もなきなり、茲に於てや完全なる木炭の改良は、必ずや從來の木炭を原料として都會に集め、都會に於て之を再製すること製粉及製油の如くならざる可からざるなり。

木炭の一一定法に二個の法式あり、(甲)を分拆的一一定法とし、(乙)を混合的一一定法とす。(甲)は予が現在各地支店に於て實行しつゝある前章記述の方法にして、木炭の樹種と樹齡と粉炭混合の歩合等により、各俵毎に嚴密なる検査を行ひ、之を山方出荷の荷造の儘分類するものにして、現在各府縣米穀検査法に於て採用する處のものなり、(乙)は樹種及樹齡の如き之が大同を探り小異を捨て、大畧似寄りたる物品は總て之を解俵混合し、一切の木炭を三印乃至四印(小焚用に限ること云ふ迄もなし)に大別し、更に一定の篩を用ひ粉炭を抜き取り之を一定するものにして、現在各府縣に於ける米穀検査法實施以前、各輸出港米穀商人に於て實行したる、彼等仲間に於て「延べ」と稱する所のもの之れたり、米穀は木炭と異り全く粉炭の混合なきと、之が使用は各米種別に之を異にする場合あると、且商人の延べに於て往々にして水氣を加へ折角の米質を害し、目前の暴利を貪るが如き奸策を行ふ場合あるとの爲め、延べを禁止し現在の如く分拆的一一定法を實行するに至りたりと雖、海外輸出に於ける製茶の如きは、元産のまゝにては各種毎に之が色澤と香味とを異にするが爲め、神戸港又は清水港等輸出地に於て混合着色し、全國千種萬様の製茶を擧げて五六種に統一しつゝあり、之を要するに予が所謂木炭再製業は、即ち輸出港に於ける製茶の加工と異曲同巧なりと云ふべし。

木炭に於ける混合的一定（再製業）は予が創見にあらず、予が知れる限りに於て左記の通り幾多の先例あり。

### 一、大阪市内小賣商に於ける「撰り」。

大阪市小賣商にては其取扱に係る主なる木炭は、土佐及日向の木炭にして其炭質柔軟にして、立消の失なきと同時に多量の粉炭を混入せり、之を其儘にして需要家に販賣する時は、素人は一見粉炭の多量に驚き忽ち苦情を生ずると共に、各俵含有粉炭の分量一定せず、從て一俵宛之を使用する需要家に對し甚しき不公平を生ずるが爲め、彼等は彼等が店頭に於て五俵乃至十俵づゝ、其時々の必要により之を解俵混合し且粉炭を抜き取り、予が木炭再製法と同一の方法を實行しつゝありと雖、其規模狹小にして一ヶ年中は云ふに及ばず、一ヶ月中を通じてさへも一定の標準なく、其品質は解俵の都度變化しつゝあり、加ふるに彼等は木炭製造家として、其商標の信用を高めんとするにあらず、否な其商標とするものすらなく、只管目前の利益に汲々たるものにして、之が實行は之が必要によりて生じたるものにして、吾等の範とするに足るものありと雖、之が實行の手段及方法は彼是論議する迄もなしと云ふべし。

### 二、堺市葛村商店の松炭再製。

堺市にては古來多數の刃物鍛冶あり、之に使用する松炭は殆んど同商店一手販賣に屬せり、同店にては刃物鍛冶用として最も優良なる備前吉井川産松炭を主とし、其他各地産松炭を副として之を混合し、其形狀の過大なるものは之を鉈にて刻み、之を一寸二分（位と思ふ）の篩にて篩ひ之を煙草庖刀向とし、其次を四分目篩にて篩ひ之を小刃物向とし、其下に篩ひ落ちたる粉炭は自家に於て炭團に製造しつゝあり、同家倉庫は堺市に於て地價低廉なる時期に於ては何程にても無制限に買入れ、年中を通じて常に一定の品質貫目及荷造とせり、從て同家に於ける木炭改良は予が木炭再製と全く同一なりと雖、近來堺市に於ける鍛冶業の衰退と共に其規模の縮小を來し、且何故か之を小焚用白燒炭に適用せず、單に松炭に限りたるは遺憾至極といふべし。

### 三、石見國江津町江津商業會社に於ける改良。

同社にては年來同地出荷に係る蓮包木炭を、自社倉庫に於て粉炭を抜き取り貫目及び品質を一定し、各地に於て特約店を設け之に限りて販賣せり、唯其荷造を元の蓮包其儘に使用しつゝあるが爲め、顧客をして特に同品に注目せしむるに至らざると、同社が產地に在り都會に於て直接販賣せず、常に特約店なる仲介商人を經由しつゝあると、其改良が一地方限りの改良にして、結局都會に於ける大勢を左右するの望なきとは、聊か物足らぬ感ありと云ふべし。

#### 四、輸出港に於ける製茶再製業。

既記神戸又は清水港に於ける製茶輸出業に就ては、我國製茶は何れも小規模製產に係るが故に、其品質光澤等區々マチマチにして、元產の儘にては到底海外の大市場に對する輸出に適せざる云ふ迄もなし、從て各地各種の製茶を混合し一定の水色を出すに至りて之を着色し、全國一切の製茶を五六種に分類せり。

以上の外既述の製粉及製油の如き、總て木炭再製と其揆を一にせすんばあらざるなり、以て予が木炭再製業の徒に突飛なる山師的事業にあらざると同時に、木炭改良の極所は遂に此所迄到着するにあらざれば、到底完全に之が品質及荷造を一定し、之が結果として幾多仲介商人の介立を排し、兼ねて從來彼等が收得しつゝありたる口錢を變じて手數料となし、依りて以つて小賣値段を低下する能はざるを證明し得て餘りありと云ふべし。

木炭の再製は都會に於てのみ有効なるにあらず、產地に於ても相當の結果ありと信せり、現に江津商業會社に於ける改良の如き其適例と云ふ可く、更に予が支店に在りても之を從來の荷造の儘とする時は、既述の通り其品質及び貫目は如何に検査を勵行するも、到底完全に之れを一定するを得ざるに加へて、印數の多數なる爲め之れを各印毎に見て、少數なる物品をして益々少數ならしむるの不利あり、之を混合再製するに於ては其品質及び貫目の完全なる統一は云ふも更なり、印數も亦現在檜木炭及び雜木炭の内、小焚用のみにて十四種内外なるを減じて、三種又は四種とするを得べし、現在にては各產地同業組合に於ける荷造の制限あり、自由に之が改造を許さずと雖、結局其主義及結果に於て完全なる進歩を目指とするものなるが故に、予は如何にもして同業組合の了解を得て、產地支店に於ても亦之れが再製を創始すべしと雖、其最も効果の著明なるは都會に於ける木炭再製に過ぎざ

るべし、蓋都會にては一朝品闇へを來し値段低下の場合に至れば、入庫せんとするも入庫すべき倉庫なく、止むを得ず成行に任せて投賣するを常とするが故に、之れを產地値段に比して案外の低位に下る事あり、巧に此機會を利用するに於ては、却つて產地に於けるよりも有利に之れが買入れを爲すを得べし、若し夫れ產地支店と連絡を通じ都會に於て之を買入るゝ共に、倉敷は元より金利も亦運賃を加へざる丈け低率なるべき產地に於ても亦之が買入れをなし之を其儘に貯藏し置き、都會に於ける原料欠乏の時期を待つて之れを都會に引取るか、又は採算上有利なるに於ては之を其儘に各地に轉賣する等、製造販賣的營業法に加味するに、賣買的營業法を以てするに於ては一段の妙味ありと信せり、加ふるに產地に於ける木炭の改造は其原料が產地限りなるが故に、之を都會に輸入し来る上に於ては、各產地を通じて個々別々の改良たるに過ぎず、従つて其印數は多種多様のものとなるべしと雖、都會に於ける再製は全く一定のものにして、精々三種又は四種に止まり之を一定の商標の元に、大仕掛の販賣を爲すを得べく其有利なる事云ふ迄もなし、只都會に於ける再製業は、（一）停車場又は船着場附近に於て相當廣大なる地所を要し、従つて多大の

資本を固定するの不利あり、（二）其商標の行き渡り一定の老舗を得て、顧客に於て其品名を識知する迄は、多大の損失を忍ばざるべからざる等の不利あり、之れ從來大阪市小賣商に於て無心ながらも、既に之れが「撰り」即ち予が所謂再製を實行しつゝ充分に之れが必要と有利とを會得し居るに不拘、之れを大仕掛に實行するに至らざる所以なりとす、茲に至つて予は幸か不幸か木炭營業者として成長し、今日迄大方の庇蔭の下に多少の成功を得たるに就いては社界的報恩の意味に於ても、予が營業的名譽の意味に於ても、予は此の困難なる木炭再製業に一指を染め、假令予が生涯中に於て之を完成する能わざるも、尙之れが目鼻位は附け置かんと希望し居れり、従つて予が斯業着手に先ち予が研究の結果を發表し、予と共に大方の着手完成を希望する事斯の如し、蓋斯業は社界共存の利益にして予が一己に於て之を私すべきにあらざればなり。

大正十年十月一日誌

神戸市  
秋守常太郎



大正十年十月二十八日印刷  
大正十年十一月二日發行

編輯人 秋守常太郎

神戸市東川崎町一丁目十二番屋敷

印刷人 松井梅藏

神戸市花隈町三二二

印刷所 松井印刷所

神戸市花隈町三二二

# 土地國有論

(第一二版)

秋守常太郎著 (定價金貳圓)

郵稅六錢

東京市本石町 博文館

振替二四〇番

働かざる者食ふ可からず、働く者其食に缺く可からずである、然るに現今世界に於ては  
働かざる者贅澤三昧を極め、働く者却て窮乏に苦みつゝあるのは、社會の組織に缺陷が  
あるからである、當今勞動運動關係者は之を資本主義經濟組織の結果であると云ふ、著  
者は之に反對して資本とは、富が生産に使用せらるゝ場合である、從て資本家は生産家  
即働きつゝある者である之を攻撃すべきでない、攻撃すべきは金權である、蓋金權とは  
富が政治其他の特權と結合し、働く者として私利を計るものである、當今の場合では關稅  
の保護による紡績業、其他保護事業又は地主等である、本書は其内最大にして最惡なる  
地主(土地私有制度)に就いて彼等は當然國家に歸す可き地代即ち借地料の内、僅かに  
一小部分を地租として國家に納附する丈けで、其他の大部分は之を壟斷しつゝあること  
、國家は地租丈けでは政費に不足するから、更に營業稅所得稅其他ありとあらゆる直  
接稅及び間接稅を課して、當然勞動者に歸すべき工賃又は報酬を奪掠しつゝあること、  
を説破し、當今社會の缺陷は茲に在りて存する理由を詳論し、兼ねて當今的一大問題た  
る軍備制限、及び資本國有説等に對し一大鐵案を下したものである。

# 終